

新宿区教育委員会会議録

令和5年第10回定例会

令和5年10月6日

新宿区教育委員会

令和5年第10回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和5年10月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時52分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	山 下 浩一郎
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	年 綱 和 代	委 員	鴨 川 明 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
教育支援課長	関 本 ますみ	統括指導主事	辻 慎 二

書記

教育調整課 主 査	林 竜 佑	教育調整課 管 理 係	大 原 颯 人
--------------	-------	----------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第37号議案 新宿区幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 第38号議案 令和5年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）報告書について

報 告

- 1 令和5年度第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 令和4・5年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡
制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について（教育指導課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和5年新宿区教育委員会第10回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 承知しました。

○教育長 まず初めに、教育長職務代理者の指名について御報告がございます。教育長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、委員の中から指名する必要があります。

現在は、山下委員を教育長職務代理者として指名しておりますが、10月16日をもってその期間が終了いたします。そのため、新たに令和5年10月17日から令和6年10月16日まで、教育長職務代理者として、年綱委員を指名したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 第37号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第38号議案 令和5年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）報告書について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第37号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第38号議案 令和5年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）報告書について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず日程第1 第37号議案について説明を受け、審議を行います。次に、日程第2 第38号議案について説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、初めに第37号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第37号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

本議案は、新宿区立幼稚園の入園手続について、電子情報処理組織による申請を導入すること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正内容といたしましては、入園の申請について規定しております第6条につきまして、保護者が申請を行う際に、これまで入園を希望する区立幼稚園の園長を経由して申請を行わなければいけない旨の規定がされていたものを削除するなどの改正を行うものでございます。

次に、2ページの附則です。

施行期日は、公布の日となります。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第37号議案の提案理由です。

新宿区立幼稚園の入園手続について、電子情報処理組織による申請を導入すること等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第37号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○**山下委員** これまで園長を経由することとしていた理由を教えてくださいませんか。

○**教育調整課長** 本日は学校運営課長欠席のため、私からお答えをさせていただきたいと思っております。

これまで園長を経由することとしていた理由でございますが、実際には園で受付を行うという仕組みにしておりましたので、園で受けた申請については園長が中身を確認し、その後教育委員会に送付するというような手順を踏んでいたことから、このような規定になっていたものでございます。

○**山下委員** では、より便利になったということですね。ありがとうございます。

○**教育長** それでは、ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第37号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第37号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第38号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第38号議案 令和5年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）報告書について」御説明いたします。

お手元、議案の1枚おめくりいただきますと報告書がついておりますが、こちら、表紙をおめくりいただきまして、目次の裏面になります。1ページを御覧ください。

まず、第1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価と、第2の令和5年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針につきましては、例年と特に違いはございません。

次に、2ページでございます。

第3の点検及び評価会議の実施につきましては、8月1日に、記載の学識経験者3名により御意見を伺ってございます。

内容につきましては、後ほど御紹介をさせていただきます。

続いて、第4の令和4年度の新宿区教育委員会の活動についてです。

教育委員会における主な審議や取組内容につきましては、このページから次ページにかけて記載のとおりとなっております。

次に、4ページから9ページにかけてですが、点検評価の対象となります教育ビジョンの概要を載せてございますが、本日、説明のほうは省略をさせていただきます。

そして、10ページからが教育ビジョンに掲げる個別事業の点検及び評価になってまいります。

次の11ページから54ページにかけては、施策1から施策10までの75の個別事業全ての取組状況等をこちらに掲載しているものでございます。個々の事業内容につきましては、時間の都合上、説明を割愛させていただきますが、主な事業につきましては、学識経験者の皆様から御意見を頂戴しておりますので、御紹介をさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、55ページをお開きください。

このページから64ページにかけては、主な評価対象事業に関する学識経験者からの御指摘や御意見とともに、それに対する教育委員会の対応・判断を載せてございます。時間の都合がございますので、テーマごとに主立ったものをそれぞれ1つだけ御紹介をさせていただきます。

最初に、（1）の子ども一人ひとりの学びの保証についてです。

こちら、対象となっている事業は、全部で5事業ございます。このページ4のICTを活

用した教育の充実のところですが、1つ目の枠のところ、子ども自らがタブレット端末を活用できるように育てていくということが大事だと思うとした上で、子ども自身が学びの中でどのようにタブレット端末を活用できるかということのを発想して、使えるようになることすばらしいとの御意見を頂戴したものです。

それに対する教育委員会の対応といたしましては、その右側で、教育委員会では、令和3年度より1人1台タブレット端末を配備し、教員が授業で使う「ICT」から、子どもたちが自ら授業で活用する「ICT」への移行を進めてきました。

各校に派遣されているICT支援員と学校が連携し、児童・生徒自らが学びにおけるタブレット端末の活用ができるようになることが望ましいと考えます。児童・生徒の活用の幅がさらに広がるように、各学校の取組を推進していきますとしているものでございます。

続きまして、56ページ、お隣のページになります。

(2)の幼児教育環境の充実、幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進についてです。

こちらは、3事業が対象となっております。このページ、27の公私立幼稚園における幼児教育等の推進と、28の幼稚園子育て支援事業の実施について御意見を頂戴いたしました。

いただいた御意見は、なるべく長く預かってほしいなど、保護者からいろいろなニーズが出てきたときに、幼稚園の役割や果たす意味とかをどれだけ賛同していただけるかはとても難しい問題であるとした上で、PRを一生懸命して動画をつくって、区立幼稚園の魅力をどれだけ分かってもらえるかということは本当に大事だと思う。公私立を含め、幼児教育とは何かという魅力発信と、子どもの成長とともに親も育つ場であるので、地域の人と一緒にあってその地域の子どものとして幼稚園から小学校までずっと育てていく、広く区を挙げた幼児教育の在り方や魅力を考えてほしいとの御意見を頂戴したものでございます。

それに対する教育委員会の対応といたしましては、幼稚園の魅力を未就園児保護者に伝えるため、区立幼稚園についてはPR動画の作成や全14園合同の説明会等を新たに実施しています。私立幼稚園についても、周知用冊子を今年度新たに作成し、区内の子育て関係施設だけでなく、周辺区の子育て関係施設にも配付し、広く未就園児保護者に周知していきます。

幼稚園が小学校と連携を図りながら、子どもを育てていくことが区立幼稚園の魅力の一つです。一方、私立幼稚園はそれぞれが独自の教育方針を持ち、特色ある幼児教育を実践していることが魅力の一つになっています。公私立幼稚園がこれまで培ってきた特色や魅力について広く周知していくことで、より地域に根差した幼児教育施設として認知されるようになっていきます。

また、新宿区における幼児教育の在り方については、保護者のニーズ動向等を踏まえながら検討していきますとしているものでございます。

続きまして、58ページ、（3）いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援についてです。

こちらは、対象事業は全部で5事業ございます。このページ1つ目の枠のところ、52の不登校児童・生徒への支援について御意見をいただきました。

仮想空間だと自分の分身が画面に出てくるので、不登校の子どもたちにとってはきっと居心地がよいのかなと思うが、それで本当に社会的な自立に向かっていけるのかというところもあり、小・中学生のうちに人との関わりのよさなどをいろいろ味わわせてあげたいと思う。今回の取組がそこにつながるステップの一つとして、子どもたちが前に出てくるきっかけになるとよいと思うとの御意見です。

それに対する教育委員会の対応といたしましては、令和5年1月から運用を開始した仮想空間（メタバース）は、つくし教室に通う児童・生徒を対象に、「つながり・居場所づくり」を目的として活用しています。

今後も、オンライン上の仮想空間（メタバース）の中だけで学習が完結することなく、仮想空間を活用することで、つくし教室に通う児童・生徒間で双方向に学習ができるように取組を推進していきますとしているものでございます。

それでは、続きまして59ページ、（4）地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進についてです。こちら、対象事業は2事業ございます。

こちら1つ目の枠のところ、50番の学校防災対策の充実につきまして、御意見を頂戴いたしました。

学校での危機管理については、子どもが自ら安全を確保する、自分で自分の身を守るという自助を意識することが大事だと思う。

避難訓練だけでなく、子ども自身が身を守るため、校内で気づいたことをすぐに教員に報告するなどの安全点検の取組を進めていくと、改訂した学校危機管理マニュアルがより活用できるのではないかと思います。

また、移動教室や校外学習、遠足で何かあった際の対応が学校危機管理マニュアルにあるとよいと思うとの御意見でございます。

それに対する教育委員会の対応といたしましては、学校で行われている防災教育では、共助、公助に合わせ、自助の視点を持つことの重要性を子どもたちに伝えていきます。訓練等においても、子どもたちが状況に応じて自分で適切な行動を判断できるように、訓練の時間を

事前に伝えないなど、内容を工夫しています。今後も、教育活動全体を通して防災教育を展開し、子どもたちの自助の意識を高めていきます。

移動教室については、これまで新型コロナウイルス感染症対策の注意事項やフローチャートを作成し各校に周知したほか、小学校移動教室（館山）については、宿舎が海岸沿いであることから、津波に関する避難訓練を宿舎主催で実施しています。

また、宿泊行事における非常時の連絡体制については、非常時に通信手段が制限された場合においても、参加者の状況や訪問先の様子などが確認できるよう、災害用伝言ダイヤル（171）等を活用するなど、学校へ周知しましたとしているものでございます。

続きまして、61ページ、（5）教職員の勤務環境の改善等についてです。

こちら、対象事業は、全部で4事業です。このページ、22の部活動運営支援事業について、こちらは3つ目の枠のところでございます。

子どもが中学校に行ってみたら、自分のやりたい部活動がなくなっていたというのは、つらいことである。学力も大事だが、子どもが学校にいて楽しい場をつくってあげることも大切で、この事業がしっかり確立すれば学校に行く楽しみが増えてよかったとなるのではないかと思います。という御意見でございます。

これに対する教育委員会の対応といたしましては、部活動を支援していくに当たり、教員の異動や家庭の事情（子育てや介護等）により、休部や廃止に追い込まれてしまい、児童・生徒のやりたい活動が消滅してしまうということがないように、継続が必要な活動や新たにやりたい活動が可能となるように、学校の実情を踏まえ、取り組んでいきますとしたものでございます。

最後、63ページから64ページにかけまして、その他の事業についても記載のとおり御意見を頂戴いたしました。こちら、項目のみ御紹介させていただきます。

1つ目は、学力調査を活用した個々の学力の向上、2点目は、45番、絵本でふれあう子育て支援事業、64ページにいきまして、55番、特別支援教育の推進、そして最後は34番、地域協働学校の充実でございます。本日は説明のほうは割愛させていただきます。

以上が主な評価対象事業等に対する御意見になります。

それでは、引き続き、65ページをお開きください。

それぞれの先生方から、総括的な御意見のほうも頂戴しておりますので、御紹介をさせていただきます。

初めに、藤井先生からでございます。行政のハード面の充実と、学校現場でのソフト面の

充実が一致できるとよい。教室の隅々までなかなか政策が行き届かないというのは、これまでもずっとあったジレンマでもある。区がいろいろやっても、担任の先生の力量によって実現できなかつたりすることがあるのは仕方がないことかもしれないが、どうしたら教員全員の力量を高められるのか、行政が行っているものを教員側がどれだけ自分のほうからつかもうとするかという意思や意欲を引き立たせるような取組と、それをどれだけ周知できるかが大事である。

そして、この学校危機管理マニュアルはすばらしいものなので、これをどのように活用したらよいか。この場面ではこのようにというように、皆で相談しながら取り組むと現実につながっていく。ぜひ新宿区のすばらしい取組を全ての教室の隅々まで行き渡らせるようなことができるという。今後の行政の取組に期待したいといったものでございます。

次に、浅田先生からいただいている内容です。

全体的には、子どもたちの学力向上と心の成長を踏まえた教育が展開されていることが大事であるし、それに向けて新宿区は様々な事業に予算をつけて展開していると感じている。私が学校を訪問させてもらって、子どもたちに「自分の学校で自慢できるところはどこですか」と聞くと、高学年から低学年まで「すごく仲がよいところです。一緒に活動できるところがとてもよいところです」と答える子が多い印象がある。これは地域との関わりやサポートなどで、地域の人から学んだりする環境があったからだと思うのですが、それがこのコロナ禍の3年間では実施できていなかったのも、いじめの増加につながっていないか心配している。

これからは、総合的な教育も十分できると思うので、まずは子どもたちの心の安定が大切で、子どもたちの心の安定があつてのICT教育であり、ICTを将来的に深い学びにつなげてほしいと思う。ソフトをどのように活用し、子どもたちをどのように意欲的にさせていくかという点に力を入れていくと、ますますよくなるだろう。学級の安定という点に関しては、スクールスタッフの充実もこれから考えていただきたいといった内容となっています。

続きまして、仲田先生からいただいた御意見です。こちら、66ページになります。

新型コロナウイルス感染症が一応、社会的には落ち着きを見せており、ポストコロナということが言われている状況の中での今回の評価だったと捉えている。新型コロナウイルス感染症がいろいろと問題を起こしたことは間違いはないが、むしろもともとは伏在していただけで、感染症によって顕在化された社会課題も多々あると考えている。単に昔に戻るということではなく、新しい常識のほうによい形をつくって、今までの生き方を変えていくという

こともあると思う。

例えば、デジタルトランスフォーメーション（DX）と言うが、これは単にデジタルだけでなく、トランスフォーメーション、つまり変革を含んだ言葉である。デジタルの活用によって、仕事の仕方や学び方が子どもたちの思考や関わり方がい形に変革していくということが重要であり、デジタル化することが目的ではないということが示されている。ポストコロナを見据えて、多様的で深い学びを実現させていくためのツールとしてデジタルをどうすれば生かせるか、どのようなチャレンジができるかということが問われていくだろう。

また、新宿区は本当に多様なよい地域性があるので、そのようなものを生かして、地域の学習等で地域の方と連携をするなど、学校の中の教育課程に地域性を息づかせていくことが、これからの時代、社会において求められてくるのではないかと思う。

以上が、総合的な意見として、3人の学識経験者の方々からいただいたものでございます。

最後に67ページですが、こちらは本報告書のまとめといたしまして、まず1つ目の丸印のところが令和4年度の実施の進捗状況や成果の総括について、2つ目の丸のところでは、新宿区版GIGAスクール構想に基づくタブレット端末の活用と、不登校児童・生徒への支援について、そして3つ目の丸では、公私立幼稚園における幼児教育と学校の安全・安心、教員の働き方改革について、そして4つ目の丸のところになりますが、本報告書の締めくくりをそれぞれ記載のとおりまとめたものでございます。

それでは、議案の1枚目にお戻りいただきまして、第38号議案の提案理由です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要があるためでございます。

大変長くなりましたが、説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第38号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見などないようでございますので、質疑を終了といたします。

第38号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第38号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了します。

◆ 報告 1 令和 5 年第 3 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告 2 令和 4・5 年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告 1 及び報告 2 について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、報告の 1 といたしまして、資料を御覧ください。

9 月 21 日、22 日に開催されました新宿区議会の定例会での代表質問等の答弁要旨ということでございます。

I 新宿区議会公明党からの代表質問、三沢議員になります。

子育て環境の充実についてということで、給食費の無償化についてのお尋ねでございます。

上から 2 行目の後ろです。全ての児童・生徒の学校給食費が無償化されるよう、国に対して必要な法改正を行うとともに、必要な財源について国が責任を持って確保するよう強く求めるべきだが、考えを伺いますということです。

また、少し飛ばしますが、区民の家計は苦しく、下から 2 行目になりますが、国が必要な措置を実施するまでの間、時限的であっても給食費の無償化を拡大することが必要であると思うが、考えを伺うということでございます。

答弁、教育長になります。

上から 4 行目になります。教育委員会では、学校給食費の完全無償化については、1 行飛ばしまして、全国一律に対応すべきであり、学校給食法の改正や必要な財源措置なども含めて、国が方向性を定めるべきと考えている。特別区教育長会を通じて国へも強く要請しており、無償化について力強く要請していくと答えてございます。

下から 2 行目になりますが、子育て世帯支援の方策の一つとして、来年 4 月からの学校給食費の無償化に向けて準備を進めていくと答弁してございます。

2 番目は、不登校支援の推進についてということでございます。2 行目、文部科学省は令和 5 年 3 月 31 日に「COCOLOプラン」を発表しましたということでございます。

(1) になりますが、2 ページにページを進めていただきまして、2 ページ目の上から 4 行目の後半になります。不登校の子どもたちを支援していくためには、保護者が一人で悩み

を抱え込まないように、保護者に対する支援が重要であると聞いてございます。

2行飛ばしまして、不登校の子どもの保護者であれば、誰でも自由に参加できる保護者同士の話し合いの場「保護者の会」を設置してはいかがかということでございます。

(2)のお尋ねでございますが、上から5行目ほどになります。初めに、先駆的に開始されているバーチャル・ラーニング・プラットホーム事業の現状と今後の取組について伺いますということです。

それから三、四行ほど飛ばしまして、今後、本区でも教室に行きづらくなった児童・生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、スペシャルサポートルームを区内全ての小・中学校に設置する必要があると考えるが、併せて学校の授業を不登校の子どもの自宅や校内のスペシャルサポートルーム等に配信し、オンライン指導ができる体制を確立すべきと考えるが、見解を伺うということです。

(3)にまいりまして、2行目になります。不登校の生徒の高校進学を支援するために、成績を確実に反映させることが重要と考えるが、中学校における現在の状況と今後の取組について見解を伺うということでございます。

答弁、教育長の(1)を御覧ください。

各学校では保護者に対して、2行目になります、個々の状況を踏まえて面談を行っている、あるいは情報の周知ということに努めているとお答えしてございます。

また、スクールソーシャルワーカーが関係機関とつなぐことで、保護者の支援を行っているとお答えをしております。

下から2行目になりますが、保護者同士の交流の場として、新宿区内に既に活動をしている親の会やフリースクールなどの民間施設の情報提供に努めていくと答えてございます。

(2)のバーチャル・ラーニング・プラットホームにつきましては、令和5年7月末時点では、つくし教室の児童・生徒19人が登録をし、毎日つくし教室に登室できない児童・生徒が自宅から朝の会や授業に参加するなど、教育の機会を確保していると答えてございます。

3ページ目にまいりまして、一番上の行を御覧ください。

教育委員会では、オンライン上の仮想空間が3Dになるなど新しい機能を活用しながら——こちらは10月からになりますが——活用しながら居場所づくりが一層充実するよう取組を推進していくとお答えをしております。

上から4行目のところでございます。校内教育支援センター設置についてでございますが、現在、2行飛ばしまして、児童・生徒の実態に応じて、学校図書館や教育相談室等を活用し

て、個別の支援やオンラインでの学習指導を実施しているとお答えをしております。

それから、一番最後の行になりますが、校内教育支援センターを設置することについては、他の自治体の先行事例を参考に研究をしていくと答えております。

(3) でございますが、中学校では、つくし教室やフリースクール等の民間施設において指導を受けている生徒がいる場合には、学校がその施設や家庭と連携して、学習の内容や取組状況等について把握することで、学習の評価を行っているとお答えをしております。一番下の行になりますが、教育委員会では、生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指せるよう支援をしていくとお答えをしております。

次に、II 日本共産党新宿区議会議員団の川村議員からの代表質問になります。

1 番は、2022年度決算と区民生活を支える施策についてということで、こちらについては一番下の行を御覧ください。

無償化についてのお声がどうだということでございますが、教育委員会には多子世帯無償化の対象から外れた方はどのような声が届いているのかというお尋ねでございます。

答弁の教育長のところを御覧ください。

これまでに電話や区民意見システムにより、10件ほどいただいておりますとお答えをしております。

続きまして、一番下のところを御覧ください

一般質問、高月議員の御質問になります。

LGBT等多様な性の人々への支援についてということになりますが、4 ページを御覧いただきまして、まず、お尋ねの(1)になります。最後の行を御覧ください。

私立の子ども施設についても、こちら、性的指向や性自認の研修を広げるべきと考えるが、いかがかというところでございます。

(2) の中学校の標準服についてのお尋ねでございます。こちらについては、検討委員会を立ち上げた例を御存じだそうでございますが、上から4行目ほどになります、どのような議論があり、どのような進展があったのか伺いますということでした。

それから、一番最後の行になります。生徒の自主性を育む意味でも、私服も標準服も選択できる在り方を議論することが望まれるが、いかがかという問いでございます。

答弁のところを御覧ください。

(1) につきましては、上から3行目になります、区内私立幼稚園に対して、区立幼稚園の教職員に実施している研修の取組状況の紹介や、研修会で配付した資料を提供するなどの

取組を行っていますということで、お答えをさせていただきます。

(2)の標準服のお尋ねに対しまして、上から4行目になります。議論を重ねた結果、性別に関係なく、「ネクタイまたはリボン」を着用するというように校則を変えたということでございます。

それから、私服も標準服も選択できる在り方についてのお答えでございますが、下から3行目を御覧ください。私服と標準服の選択の在り方については、それぞれのメリット・デメリットをよく考え、議論することが望まれる。引き続き、学校が悩みや不安を抱える生徒への配慮に努められるよう支援をしていくとお答えをさせていただきます。

Ⅲ新宿未来の会、鈴木議員からの代表質問になります。

1番は、行政の働き方改革についてということでございます。

5ページ目をお開きいただきまして、2段目の後ろになります。教育委員会としては、本区の教職員の働き方の状況をどのように捉えているのか、また、学校経営推進員や学習指導支援員の活用状況についての評価と、教員業務支援員の設置について伺うということでございます。

答弁、教育長になります。

上から4行目になります。令和4年8月には小・中・養護学校の全校種において、1週間の実働勤務時間が60時間を超える教員がゼロとなり、当面の目標を達成することができましたとお答えをさせていただきます。他の月においても、1週間の実働勤務時間が60時間を超える教員の人数は減少傾向にあり、取組が効果を上げていと捉えていますということです。

「また」以下ですが、学校経営推進員や学習指導支援員等、学校の経営を支え、この方々によりまして教員の負担軽減などの働き方改革に寄与していると考えてございます。教員業務支援員の設置については、現在の国の動向や、他の自治体の状況を参考にするなど、今後、検討を進めていくとお答えをさせていただきます。

次に、一般質問、えのき議員からの熱中症についてのお尋ねでございます。

こちらについては、2行目の「学校における熱中症ガイドライン作成の手引き」というものを引き合いに出されまして、一番下の4行になりますが、国の方針である手引きの活用、あるいは関係者への周知、教育関連施設で夏の日差しを遮る方法や風通しをよくする工夫を行い快適な環境を整える努力をするなど、以上の点について取組、考えを伺いますということです。

それから、今年暑かったものでございますので、小学校での避難訓練に関して教育委員会

としての検証と今後の対策について伺いますということでございます。

答弁になります。

1行目の「作成の手引き」につきましては、気温が高くなる前の4月に熱中症対策の通知とともに、各学校に周知をしていくとお答えをさせていただきます。

3行目の熱中症予防措置などの具体的な対策については、校園長会や生活指導主任会などで周知徹底を図っているというところになります。

6ページ目にまいりまして、上から2行目になります。快適な環境を整える取組というところでございますが、ミストシャワーの設置ですとかサンシェードの設置、遮熱フィルムの貼付け、遮光カーテンという取組を御紹介して、さらに四谷小学校あるいは西新宿小学校の増築校舎については、より効果の高い断熱対策を実施する予定ですとお答えをさせていただきます。

次に、避難訓練についてでございますが、1行送っていただきまして、生活指導主任会などで各校の避難訓練時の暑さ対策や児童の様子、変更した内容の事例について情報収集し、各校と共有することでさらに検証を進めていきますと答えてございます。

今後の対策については、暑さ指数や児童の体調等に応じた適切な避難訓練が実施できるよう、学校を支援していくとお答えをさせていただきます。

次に、一般質問のかなくば議員になります。

1つ目が、中学生の国際交流についてということでございます。質問の下から3行目になります。当区と友好都市となっている国などと交流することが活躍の場を広げると考えるが、いかがか。また、その都市とオンラインで交流することについてはいかがかというお尋ねでございます。

答弁の1行目、御覧ください。

友好都市をはじめ、中学生のうちに海外の文化に触れ、外国の方々と交流することは、貴重な経験になると考えていますということで、現在、3行目になります、英語キャンプでございますとか、上から5行目ほどになりますが、また、中学校の中には、毎年度留学生を学校に招き、英語での会話の体験や文化交流をする時間を設けている学校もあるというのを御紹介してございます。

下から3行目、オンラインの交流についてでございますが、下から2行目になりますが、交流を実施する国との時差等、課題もありますが、ICTを活用した交流が広がるよう、実践事例等を他校にも共有していくとお答えをさせていただきます。

7ページ目にまいりまして、IV立憲民主党・無所属クラブの田中議員からの代表質問になります。

金融リテラシー教育についてということで、(1)のところを御覧ください。

金融に関する教育については、教員側の知識レベルあるいは教員の関心具合によって大分変わってくるだろうという課題が大きな課題であると認識しているが、いかがかということでございます。

(2)は、後ろのほうになります。教える側の教職員が豊富な知識を持つとともに、その経験をしていくのが重要と考えるが、いかがかということでございます。

(3)は、外部講師を招いての授業は考えているのか。また、その場合に講師によって内容に偏りが出ることが指摘されているが、現状をどう捉えているかという御質問でございます。

答弁、教育長になります。

(1)を御覧ください。小・中学校では、授業の事前の準備や確認を複数で十分に行い、教員の知識や関心によって指導する内容に差が生じないように指導に当たっていますとお答えをしております。

(2)を御覧ください。教員が金融に関する研究や研修を受けることで、専門的な知識や経験を広げることは重要であると答えをしております。

(3)を御覧ください。外部講師を招いての授業については、もう現在、区立学校でも実施をしていますというところでございます。

下から2行目、外部講師を招聘する際に、各校で内容に偏りが出ないように、事前に各団体の指導内容を確認し、実施前に講師と丁寧な打合せを行っているとお答えをしております。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思っております。VIになります。自由民主党新宿区議会議員団の代表質問、高阪議員になります。こちらは先ほどの公明党の御質問と同じで、給食費の無償化というところと同趣旨の中身でございますので、割愛をさせていただきます。

9ページにまいりまして、2番目に、外国人と共生社会についてということでございます。

質問の下から2行目を御覧ください。日本語を母語としない子どもたちへの日本語教育の現状はいかがか。また、携帯翻訳機などを学校現場に備えることも考えられるのではないかとと思うがということで、所見を伺うということでございます。

答弁、教育長になります。

1行目、「日本語初期指導」を全校で実施しています。「また」以下になります。 「日

本語初期指導」の終了後は、希望者は日本語学習指導を自分の学校で放課後に受けることができます。さらに、中学3年生については、既に、今申し上げた「日本語学習支援」が終了した場合であっても、進学支援として再度支援を受けることができますというところになります。

さらに、2行送っていただきまして、区立学校のうち、大久保小学校と新宿中学校には日本語学級を設置しております。また、日本語指導が必要な児童・生徒が多く在籍している小・中学校には、日本語指導担当教員を設置をしているというところがございます。

下から3行目、双方向音声翻訳機については、区立幼稚園全園に配備をしています。区立学校においても、複数校に備えていますとお答えをしております。

一番下になりますが、Ⅶれいわ新選組 新宿、さわい議員からの一般質問になります。

こちらは、学校を含む公共施設に対する断熱、省エネ・再エネ化についてということになります。

最終ページの10ページを御覧ください。

(1) になりますが、上から3行目になります。質問としては、区内の小・中学校において、現在、教室ではどのぐらいの温度なのか、冬季及び夏季、測定条件の最高気温と最低気温をそれぞれ伺うということでございます。

(2) では、新しい校舎と古い校舎での比較をすると、温度の違いが出ると伺っていたということで、こういった設備の違いで差が出ているのかということをお願いいたします。

(3) については、下から2行目になりますが、学校の光熱費の額を伺っているということで、令和元年度分と令和4年度分について伺うということでございます。

答弁、教育長になります。

(1) の答弁になりますが、上から4行目を御覧ください。冬季は最低18度以上、夏季は最高28度以下になるよう、空調を設定しています。空調機の故障により、室温が33度になった教室がありましたが、速やかに修理を行い改善したほか、外気温によって室温が30度を超えた教室もありましたが、空調機の分解清掃等により、冷却効果を高める対応を行っておりますということをお答えしております。

(2) の一般的に新しい校舎においては、壁材等への断熱材の設置、あるいは複層ガラスの設置などにより断熱効果を上げているとお答えをしております。

(3) でございますが、区立学校及び幼稚園全施設の電気料金及びガス料金の合計ですが、令和元年度が3億417万円ほど、令和4年度が4億9,539万円ほどとお答えをしているという

ところでございます。

以上、雑駁ですが、説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○教育指導課長 私からは、報告2、令和4・5年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供について、御報告いたします。

こちらは、令和4年10月1日から令和5年5月31日までの状況となっております。

なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことを御理解いただきますようお願いいたします。

まず、1、本人外収集については、これは警察から学校への個人情報の提供があった4件についてでございます。

1つ目の事案は、児童間トラブルによるものです。当該児童が文京区の児童に対して、自転車を倒す、足を蹴るなどの暴力行為を行った事案です。

被害児童の保護者が文京区の警察署に通報し、警察が関わったものです。加害児童は両親とともに警察で事情聴取を受けております。その後、学校と保護者が連携して、指導とともに子どもの見守りを行っております。

その下、2つ目も、こちらも児童間トラブルです。公園で遊んでいた際、1人の児童が殺虫剤を友だちに噴霧した事案です。

被害児童が近くの交番に駆け込んだため、警察官が公園に行き、子どもたちに指導しました。警察から当該学校へ情報提供を行いました。後日、学校と保護者が連携して、子どもの指導と見守りを行っております。

3つ目は、長期休養中における家出の事案です。

家庭から捜索願が出され、警察から学校に連絡がありました。その後、すぐに当該生徒が友人宅付近で保護され、大事には至りませんでした。その後、学校と家庭で連携して、見守りを続けております。

4つ目は、保護事案です。特別な配慮を必要とする児童がデイサービスの送迎バスに乗りたがり、感情をうまくコントロールすることができない状況で、その様子を心配したデイサービスの職員が交番に連れていき、警察に保護してもらった案件です。

警察から連絡を受けた学校から保護者へ連絡し、その後、保護者が警察のほうに行き、対応しております。

続いて、裏面、2、外部提供。こちらは学校から警察への個人情報を提供した5件でござ

います。

1つ目は、問題行動。生徒のSNSでのトラブルを未然に防止するために、その保護者と相談の上、個人情報等を警察に提供している案件でございます。

その下、2つ目です。児童の所在不明です。2週間所在が確認できなかった兄弟2人について、学校から警察に相談をしました。警察には写真や身体的特徴など、情報を提供しました。警察が家庭訪問し、本人を確認することができました。その後、母親からも学校に連絡があり、兄弟の無事を確認しております。

3つ目、器物損壊・問題行動です。当該児童が教室で暴れるなど落ち着くことができず、教員の指示にも従わなかったため、緊急性があると判断した校長が警察へ相談した事案です。警察は当該生徒と面談を行うなど、学校と警察が連携して指導を行いました。その後、学校と保護者が連携を図り、継続的に当該生徒の指導・支援を行いました。

4つ目は、問題行動です。万引きの被害を受けた商店が警察に通報し、防犯カメラの照会を受けた校長が在籍児童であることを確認しました。また、保護者にも同様に確認を行った上で、住所等の内容を提供しました。その後、当該児童は保護者とともに警察で指導を受けています。

最後に、5つ目です。対教師暴力・問題行動です。当該児童が対教師暴力を繰り返し行っていたことと、その行為が他の児童にも及ぶ可能性があったことから、校長が警察に連絡をしました。その後、警察と学校、保護者と連携し、当該児童の指導と見守りを継続的に行っております。

報告内容は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。

まず最初に、報告の1について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○**山下委員** 学校給食の無償化についてお尋ねします。現在、非常に物価が上昇していますが、給食費が変わらないということだと、給食の質は大丈夫なのか心配する保護者もいるのかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○**教育調整課長** 現在、学校における給食費相当の保護者負担につきましては、この物価高騰等のあおり分と申しますか、本来であれば値上げをしたいところを据え置いています。ただし、それで質を落としているかということ、そういうことはなく、区のほうでその部分を負担をする形で給食費の値段を維持してきたということがございますので、職務代理から質の確保は大丈夫かというお尋ねですが、そこはしっかりと区のほうで補填をしているということ

でございますので、御安心いただきたいと思います。

○教育長 よろしいですか。

○山下委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山下委員 9ページにある「やさしい日本語」という部分は、非常に私は大事だと思っています。新宿区は外国にルーツを持つ子どもや保護者が多くいらっしゃいます。今でも、翻訳して伝えるなど、様々対応してくださっているとは思いますが、この「やさしい日本語」について、たとえばプリントに必ずルビを振るとか、現在、先生や学校が何か取り組んでいることがあれば教えていただけますか。

○教育支援課長 教育支援課所管の事業で申しますと、例えば、入学前プログラムの御案内や、家庭教育に関するチラシをつくる際にルビを振るとか、やさしい日本語を意識した表現に見直すなど、そういった形で対応をしております。

○教育指導課長 外国にルーツを持つ子どもや保護者が多いある小学校では、7か国語の学校だよりを作成しています。また、日本語で通知などを出す場合には、必ずルビを振るようにしております。

○山下委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○星野委員 熱中症についてお尋ねします。地球の温暖化で気温が上がっているのは確かで、気温が高い日もかなり増えています。そうすると、幾ら屋内施設の整備をしても、グラウンドでの体育や屋外活動ができないということも考えられるのですが、実際、教育活動に支障が出ているような事案はあるのでしょうか。

○教育指導課長 この夏、かなり暑い期間が続いたということで、現在、小学校の校長会のほうで、今年、水泳指導をどの程度行えたかというアンケートを取っていただいているところですが、各学校からは、水温や気温だけではなく、プールサイドがかなり熱くて、なかなかプールに入ることができない、あるいは夏休み中のプール利用については、登下校中の熱中症も心配であるとか、様々な要因で水泳指導が制限されているといったような状況は伺っております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○星野委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見などないようでございますので、質疑を終了します。

◆ 報告3 その他

○教育長 次に、報告3のその他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 以上で報告事項を終了します。

◎ 閉 会

○教育長 本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2時52分閉会